

八千代市消費生活センター

令和 3 年度 9 月新規受付相談状況

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	86 件	101 件	556 件
問い合わせ	12 件	10 件	53 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	98 件	111 件	609 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

9月の新規受付相談件数は、98件でした。年齢別では65歳以上の相談が30件で全体の3分の1を占めています。分類別では通信販売に関するトラブルが43件と全相談の約半数を占めている状況です。

通信販売では、「初回〇〇〇円」などの広告を見て、1回だけの購入のつもりで申し込んだが、定期購入であったという消費者トラブルは依然として減少していません。

今月の通信販売の相談で目立ったものは、副業サイトが販売する情報商材の契約トラブルです。コロナ禍での収入減少を背景に、副業で少しでも収入を得ようとの思いから契約をしたが、ほとんどの相談者は実際には紹介されているほどの収入を得ることができなかったようです。中にはマッチングアプリで知り合った人から紹介され、情報商材購入費とセミナー会員加入費用を支払ってしまったという事例もあります。マッチングアプリの利用者の中には、詐欺的なサイトに誘導することを目的にしている人物がいる可能性があります。うまいもうけ話には安易に応じないようにすることが大切です。

他に、スマホで定期購入とは分からずにサプリを購入した中学生、親のスマホでゲームをしていて意味が分からずに課金してしまった小学生など、「分からない」こ

とでトラブルに巻き込まれた未成年者の親から相談がありました。

子どもをトラブルから守るためには、まず大人が端末機器やアプリの機能を熟知して子どもに伝える必要があります。